

令和４年度 京都市事務事業評価委員会 要旨

■ 日 時 令和４年１２月８日（木）午後３時から午後５時まで

■ 場 所 京都市役所 本庁舎３階 行財政局会議室

■ 対象事業

No.	施設名	所管局
1	中小企業デジタル化推進事業	産業観光局
2	京都市重度障害者等就労支援特別事業	保健福祉局
3	G I G Aスクール構想の推進	教育委員会

■ 評 価 者

□ 事務事業評価委員会委員 （６名） （敬称略）

氏 名	役 職
（委員長）玉井 亮子	京都府立大学公共政策学部准教授
（副委員長）山下 満智子	京都大学農学部非常勤講師
（委員）岡 民子	株式会社ナベル会長補佐
（委員）福田 敏信	あずさ監査法人公認会計士
（委員）柳 至	立命館大学法学部准教授
（委員）橋本 奈生	市民公募委員

※橋本委員は都合により欠席

【総評】

（全体を通じて）

- ・ 今回の評価対象は、新規事業であったこともあり、手探りで事業を実施している印象を受けた。
- ・ 事業を行うには、他自治体調査するなど、相互参照すべきであるが、調査もできておらず、出口戦略も甘く、忙しいこともあり事業を淡々とこなしているような印象を受けた。
- ・ 事業を実施するうえでは、説明責任を果たすためにデータ収集、必要な体制の構築、費用対効果を見極めて実施していただきたい。
- ・ 事業に際しては、説明責任を果たせるために、情報とデータの収集に努めていただきたい。

（中小企業デジタル化推進事業）

- ・ 補助金を利用してデジタル化を推進した企業名を京都市のホームページに公表することで、不正のチェックや他業種への波及効果にもつながると思う。
- ・ 補助金の適正な執行の担保が最大の課題と思う。
- ・ 委託先が中小企業団体中央会とITコーディネータ協会に限定されているため、事業実施にあたっては、委託先と補助金を活用した企業が不正をしていないのか、どのようにチェックしていくのかを留意する必要がある。
- ・ 補助上限額が100万円なので、費用対効果を経営者が考えれば、自ら実施すべきであり、市が補助金まで創設する必要は無いと思う。

（重度障害者等就労支援特別事業）

- ・ 1,600人と対象者が明らかなので、ニーズを最初にとるべき。その後は希望する人に丁寧なアプローチをすべき。事業を進める順序が良くなかったと思う。
- ・ 重度障害者は、対象者が1,600人と把握しているのであれば、就労意欲を個別で面談して支援をしていくべき。

（GIGAスクール構想の推進）

- ・ 端末の購入などメンテナンス費用を総合的に勘案した発注をしていくべき。
- ・ 保護者負担をどのように求めているのか、すべてを税金とするのかを、国にしっかりアプローチして、制度をより良いものにしていくべきではないか。

1 中小企業デジタル化推進事業（産業観光局）

委員 国のIT導入補助金等では、基幹システムの導入費のように補助対象経費が限定されているが、本事業の補助経費の対象を幅広くしたのは、何故なのか。

所管課 制度設計にあたり中小企業等にヒアリングを行ったところ、デジタル化の推進について何をしたら良いのか分からない、国の制度もあるがどのように申請したら良いか分からないとの意見を聞いた。そのため、デジタル化を推進するために、相談体制を整えることが重要と考え、まずは専門家を派遣し、専門家のアドバイスのもと検討したデジタル化の計画を支援するような制度としている。また、デジタル化の初期段階の中小企業も多く、対象についても幅広く補助を行うことにした。

委員 専門家は、どのような方々なのか。

所管課 京都府中小企業団体中央会からITコーディネータ協会に委託して、専門家を派遣している。

委員 令和3年度事業費内訳に記載している1,900万円の全てが派遣経費なのか。中央会へは企業へ交付する補助金と派遣経費、事務費を事業費として支払っているのか。

所管課 そのとおり。

委員 ITコーディネータ協会とは随意契約になるのか。

所管課 そのとおり。バックアップ体制として、京都府中小企業診断協会にも依頼している。

委員 今回の事業に関しては、補助金を交付する事務部門については、競争原理が働かないとの認識でいいのか。

所管課 そのとおり。

委員 適正に補助金が執行されているかチェックすることは重要と考えるが、本制度は、京都市のチェックがしにくい事業スキームになっており、若干リスクがある。チェックを行う体制として、市としてどのような対応をしているのか。

所管課 実施主体の中小企業団体中央会とは定期的に面談して情報交換を行っており、補助執行にあたり疑義がある案件は、相談してもらうようにしている。また、専門家派遣の際に、対応可能な範囲で市職員も同行し、内容を把握するようにしている。

委員 補助を受けた企業が導入したシステムが実在しているかは、どのように確認しているのか。

所管課 実績報告書、納品書、請求書、写真などで確認している。書類を見て疑義があるものは中小企業団体中央会が現場で確認している。

委員 不正の事例として導入したシステムを偽装して補助金を受け取るという手口がある。実際に不正があったときに、確認していなかったという事態にならないよう、実在性のリスクもあることを念頭に、今後の制度設計を行ってほしい。

委員 申請件数と採択件数に差があるが、不採択の基準は何か。

所管課 審査基準を設けており、審査には市役所外からも審査委員となってもらっている。審査

基準は、取組の妥当性、計画の実現可能性、新たなビジネスモデルとなる取組であるか等の評価軸を設けて、審査をしている。

委員 専門家の方が、しっかり中小企業のデジタル化が進むために、指導して欲しいと考えるが、実際に5回の指導だけで必要な支援ができるのか。6回、7回と必要な場合もあるのではないか。

所管課 専門家が5回までの派遣で終わるように、しっかりコーディネートしている。また、当該事業とは別に、アステム（公益財団法人京都高度技術研究所）などで、随時、相談窓口は設けている。

委員 市内に中小企業がたくさんある中で、この事業の予算で、どれだけの効果を見込んでいるのか。波及効果を狙うためにも、成果事例をホームページで発信し、企業が参考にできるようにする仕組みを構築すべきでは。

所管課 業務効率化・経費縮減・売上の改善などの一定の先行的な好事例を集め、成果事例集や報告会などを通じて発信することで、他の企業に気づきを与えられるような流れを構築し、京都の中小企業への波及を図っていきたい。

委員 不正防止のために、何件か、遡ってチェックする仕組みの構築も検討してはどうか。

所管課 不正防止については、補助要綱も年々変えており、高額な機器の購入は補助対象から除くなど改善したり、現場での確認などをしている。

委員 この事業は波及効果を促すことが重要。成果事例集は良い取り組みであるが、もう少し定量的に示したほうが良い。取組ごとに示すべきアウトカムは異なるが、システム導入による売上改善の数値や、業務改善による残業時間の削減など、定量的に示せば、波及効果をより促せると思う。今後、支援企業に調査をする予定はあるのか。

所管課 可能な範囲でアンケート調査を実施するなど、事例の成果と効果を集め、定量的な数値を把握していきたい。

委員 成果事例集に、デジタル化にあたっての経費や導入期間など、インプットの情報を入れるべき。また、専門家派遣を行っている点も資料に記載して、未導入の企業が取り組みやすい仕組みを構築すべき。

所管課 年度末に取組成果の報告会を予定しているが、その際は、分かりやすい発表をできるようにしたい。

委員 お金の関係もあるが、成果報告会のアーカイブ化も検討してほしい。

委員 事業の出口戦略はどのように描いているのか。

所管課 総支援企業数は決めていないが、まずは、一定数の先進的な好事例を創出することで、その成果等を広く周知し、中小企業のデジタル化への取組の機運の醸成を加速したい。その後は、今年度も別途予算で実施している社内のIT人材の育成への支援等に軸足をシフトしていくことも含めて検討したい。

委員 支援内容を見ると、バーチャル展覧会の映像制作など高度なデジタル化の支援も行っているが、申請件数が多い中、まずはシステムの再構築など、裾野を広げる取組に注力すべきとの意見もあると思うが、幅広い支援に至った狙いはどうか。

所管課 メタバース技術の導入など、先端的な取組も一定創出することが必要と考え、幅広い事業を対象としている。

2 京都市重度障害者等就労支援特別事業（保健福祉局）

- 委員** 今後、支給者が増えたら、その分の財源も必要になるが、どのように考えているのか。
- 所管課** 一度支給決定すると、雇用が継続される限り、対象者は増加する。一方、重度障害者かつ雇用が可能な方は限られているため、一定の金額で頭打ちに達する。
- 委員** 頭打ちの想定は令和3年度の予算ベースなのか。
- 所管課** 令和3年度の当初予算の7,100万円が上限と考えている。しかし、令和3年度は利用実態が少なく、500万円まで予算額を減額した。利用を促すためにも、京都市としてできる範囲で取組を進め、制度改正や周知の徹底など、改善を行っている。制度の大枠を設定している国に対しても使いやすい制度になるよう働きかけを行っている。
- 委員** 要件に当てはまる対象者は限られている。対象者のうち就労希望者をピックアップして、その方にリーチする運用をすべきではないか。
- 所管課** 事業開始前には、支援団体へヒアリングを行い、概ねの人数の把握に努めていた。しかし、実際は、想定との乖離が多かったため、今後は事業周知及び事業の使いやすさの改善を行っていく予定。
- 委員** 今回の事業は、令和3年度の利用見込みを20名と積算したように、概ねの最大利用可能人数も分かっているので、その方々のニーズを聞いて、細やかな聞き取りをすべきと思う。
- 所管課** 各種団体にヒアリングを行うとともに、現在、制度の利用者へも聞き取り調査を行っているところで、その結果は、利用事例集として発信していく予定。
また、障害者就業・生活支援センターに窓口の委託を行うなどの相談体制の強化も行っている。
- 委員** 制度の周知もホームページに掲載するだけでなく、個別対応もしっかりしてほしい。
- 委員** 企業側へアプローチを行うという方法もある。他局とも協力して、企業側にも制度の周知を行ってほしい。
- 所管課** 当該制度は視覚障害者の方々に喜んでいただいております。当事者団体の機関紙で紹介することも可能との申出を受けている。また、企業団体やヘルパー事業所、総合支援学校、大学の障害学生支援室などにも周知を依頼するなど広く周知に努めている。
- 委員** 財政状況が厳しい中でも当該事業を継続するためには、市民理解も大事と思うので、必要な取組であることを知ってもらうような取組をしてほしい。
- 所管課** 市民しんぶんにおいて制度の周知を行っているが、引き続き市民理解を得られるよう取組を進めていく。
- 委員** ニーズの把握ができていない。制度利用可能者への就労意欲のアンケート調査等を事業者経由で良いので行う予定はあるのか。
- 所管課** 個別の調査は予定していないが、サービス提供事業所を通じた周知を引き続き実施したい。

委員 ニーズ把握が上手くできていなかったのであれば、まずはニーズの把握に努めるべき。それが、予算を措置するにあたって、市民や市会への説明責任を果たすことになるのではないか。

所管課 ニーズを全て把握することは難しいが、様々な方法でアプローチして、把握に努めたい。令和5年度の予算については、申請ベースではなく、この間の利用実態も踏まえて精査し、積算する予定。

委員 ヘルパー事業者への報酬単価の見直しは、事業者の希望を聞いて行ったのか。

所管課 国主導の介護事業所の処遇改善で約9,000円単価改定されたため、当該事業の単価も改定した。

委員 京都市の障害者の法定雇用率は全国平均よりも高い中、当該事業が苦戦しているのは、制度自体に問題があるとの認識なのか。それとも京都市として改善の余地はあると考えているのか。

所管課 本市としては、令和4年度から障害者就業・生活支援センターに窓口を統一し、申請フローの改善を行っている。一方、申請手続きが煩雑という国の制度自体にも、課題があると考えており、就労中も通常のホームヘルプサービスを利用できるようにするなど、制度改正を行うよう、政令市で要望をしている。

委員 当該事業の対象となる母数は把握しているのか。

所管課 約1,600名程度。そのうち就労できる状況の方は把握していない。

委員 母数が少ないので、一斉調査して、必要な方を限定して、その方に対して支援をしている方が効率は良いのではないか。

3 G I G Aスクール構想の推進（教育委員会）

委 員 令和2年度の整備時に全児童生徒分の端末を購入しているが、なぜリースによる調達とはしなかったのか。

所管課 一般的なノートパソコンと異なり、導入した端末は国のG I G Aスクール構想に合わせて各メーカーが開発したタブレット型パソコンである。必要最低限のスペックであり、バッテリーの状態も含めた耐用年数などが分からず、更新サイクルの予測が立てられなかったことから、リースではなく、一括購入することにした。

次回更新時については、国がどのような方針を示すかにもよるが、リースによる調達も検討する。

委 員 次回更新時期はいつか。また費用はいくらか。

所管課 更新時期については国の方針にもよるが、仮に導入後5年で更新することになれば、令和7年度になる。前回導入時の費用は45億であり、国からの補助等があり、実現できた。

次回の更新については、国の補助制度があるか、標準的な端末の仕様をどうするか、自宅で使用している端末の持ち込みを可とするかどうかなど、全国的に整理すべき課題が多くあるため、国が早期に方針を示す必要があると考えており、市が単独で決めることは難しいと考えている。こうした状況を踏まえ、市として機会をとらえ、国へ早く方針を示すよう要望している。

委 員 端末は児童生徒に貸しているのか。

所管課 児童生徒1人1台端末は、持ち帰り学習を行う際には、管理を保護者に行っていただくことになるので、保護者から同意書をもらい、貸し出すこととしている。

委 員 O Sのサポートなどセキュリティの問題もあり、耐用年数が5年でいいのか、判断が難しいのではないか。

所管課 そのとおり。端末自体の耐用年数のほかに、O Sのサポートの状況、新しいソフトやアプリの更新、将来的なデジタル教科書の導入など、考慮する事項は多い。

委 員 様々な考慮事項があり、それに対応する事務量を考慮すると、端末の設定等を保守運用してもらえるリースによる調達にすべき。

所管課 令和2年度の整備時において、保守運用等の経費については、国の補助対象外となっていた。仮に次回更新時に同様のスキームである場合には、リースによる調達を行うとしても、保守運用に係る部分については京都市としてお金を出して実施する必要がある。次回更新時は、この間の実績を踏まえて、どうするか検討していきたい。

委 員 端末を保護者負担で購入いただき、学校へ持参することになった場合に考えられる学校側のリスクは何か。

所管課 保護者負担で購入いただいた、いわば家庭の端末に対して、学校のネットワークに接続するための設定作業を行ったり、フィルタリングソフトや学習用のアプリを必ず入れる必要があるなど、御負担をおかけすることになるため、保護者の同意が得られるのか、またその費用負担をどのように整理するのかといった課題がある。

委員 ICTを用いるのもいいが、従前のように板書など手書きすることで得られるものもあるのではないかと。

所管課 ICTと今までのアナログの取組とを場面に応じて使い分け、それぞれの良いところを生かしたベストミックスを模索している。

委員 利用率は全国平均よりも高いが、学校ごとに利用状況が異なるなど、違いはあるのか。

所管課 学校単位での大きな差異はない。今年度の全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査によれば、令和3年度に日々の授業で、毎日端末を使用している学校は8割程度であった。ただし、学校単位ではなく、先生ごとの得手不得手の違いは出ていると考えられる。

委員 先生が使い方が分からない等の消極的な理由で端末を使用しない場合は、調査結果から把握して、積極的にサポートすべきではないか。

所管課 そのようなことが無いよう教員研修を実施するとともに、調査やログなどの状況から見かけ上利用率が低い学校に対しては、状況を丁寧に聞き取り、学校訪問などによりサポートしている。

委員 端末を利用することによる、先生側の負担はどうか。また、端末を導入したことによるデメリットはあるのか。

所管課 導入の過渡期であるため、新しいことを覚えることに伴う一定の負担感はあるものと思われる。そのために、ワンストップ型のヘルプデスクを設けたり、ICT支援員を配置するなどしてサポートを行っている。

端末導入のデメリットとしては、ネットワークが不通になった際に予定通りに授業が行えない可能性があることなどが挙げられる。そのため、端末が使えなくなった場合も想定した授業案の検討や、ネットワークを複線化してネットワークが不通になりにくい環境を構築するなどの対策を行っている。

委員 次回の更新の際、端末の導入に際して、保護者から一定の負担を頂くことも検討しても良いのではないかと。

所管課 繰り返しとなるが、次回の更新については、国の補助制度があるか、標準的な端末の仕様をどうするか、自宅で使用している端末の持ち込みを可とするかどうかなど、全国的に整理すべき課題が多くあるため、国が早期に方針を示す必要があると考えており、本市単独で決めることは難しいと考えている。

委員 今後のランニングコストをどう考えているのか。また、令和3年度、4年度の取組が順調であることから、ICT支援員の訪問体制を縮小するなど費用縮減についても検討を行うべきと考えるが、どのような対応を考えているのか。

所管課 学校現場は、端末の操作には慣れてきているが、効果的な活用については引き続き研究と実践の積み重ねが必要である。また、端末をはじめとしたICT機器について、日々のメンテナンスも必要。ICT支援員は授業のサポートのほかに、端末のメンテナンス等も行っており、サポート体制は当分の間必要と考えている。費用縮減については、競争入札の徹底など引き続き取り組んでいきたい。